

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人新宿高校朝陽会と称する。

第2条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第3条 (目的)

当法人は、東京都立新宿高等学校（前身となる東京府立第六中学校、東京都立第六中学校、東京都立第六新制高等学校を含み、以下「新宿高校」という。）の支援及び同窓会組織であり、会員相互の親睦を図るとともに、新宿高校と緊密な関係を保ち、その発展に協力することを目的とする。

第4条 (事業)

当法人は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行うものとする。

- (1) 各種イベント、交流会、懇親会等の開催業務
- (2) 新宿高校が実施する行事への協力業務
- (3) 会員名簿の作成・管理、発行に関する業務
- (4) 会報誌その他の出版物の発行に関する業務
- (5) 新宿高校及び当法人の活動に関する情報提供に関する業務
- (6) 新宿高校への支援活動に関する業務
- (7) 新宿高校に係る資産の管理運用
- (8) 前各号に掲げる他、当法人の目的を達成するために必要な一切の事項

第5条 (公告)

当法人の公告の方法は、当法人の主たる事務所の、公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

第6条 (会員の構成)

当法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 新宿高校全日制を卒業した者及びかつて新宿高校に在学し、入会を希望す

る者のうち、理事会において承認された者

- (2) 特別会員 新宿高校の現旧教職員
- (3) 在校生会員 新宿高校の在校生。ただし、入学時に当法人に入会しないことを希望した者を除く。

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律（以下「一般法人法」という。）により規定された次に掲げる一般法人法上の社員の権利を、社員と同様に、当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の 閲覧等）
- (5) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の 権利（合併契約等の閲覧）

第7条 （入会金及び会費）

正会員として入会した者は、入会時に別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。ただし、新宿高校卒業後5年を経過するまでは、年会費の支払いを免除する。

- 2 前項の入会金については、原則として、新宿高校における入学年度毎の積立金のうち、入学時、第2学年進級時、第3学年進級時に、予納金として積み立てられた金員（それぞれ入会金を3で除した金額）を、在校生会員が正会員の資格を得た時点で充当するものとする（卒業までに入学金の額が改訂された場合は、充当時点で差額を追完又は返還するものとする）。ただし、正会員となることを希望せず、新宿高校卒業時に当法人を退会した在校生会員または会員資格を喪失した在校生会員については、退会時または資格喪失時に予納金を返還する。
- 3 特別会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 4 在校生会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。ただし、入学時に、別に定める施設管理費を支払うものとする。

第8条 (退会)

正会員は、理事会が別に定める退会届を当法人に提出することにより、いつでも退会することができる。

第9条 (除名)

正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総代議員の過半数の出席、出席代議員の3分の2以上の賛成をもって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により正会員を除名したときは、当法人は当該正会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第10条 (会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (2) 当会が解散したとき。

- 2 前項に定めるほか、在校生会員については、新宿高校の在校生である身分を失ったときは、資格を喪失するものとする。

第11条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 代議員

第12条（代議員）

当法人は、正会員の中から卒業回生ごとに2名以下の割合で選出される代議員（以下「代議員」という。）をもって、一般法人法上の社員とする。

- 2 代議員は、卒業年度ごとに、互選により選出するものとする
- 3 代議員選挙に関する細則は、理事会において定める。
- 4 前項の代議員の選出は、2年に1度、定時総会の1週間前までに実施し、代議員の任期は、選出の日の翌日から新たな代議員選出までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合には（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。）、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 5 欠員が生じ、補欠のために選任された代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期が満了するまでとする。
- 6 代議員は、再任を妨げない。
- 7 代議員は、正会員を代表し、総会で議決する本会の運営に関する重要な事項について審議し決定する。

第13条（任意退任）

代議員は、別に定める代議員退任届を提出することにより、退任することができる。

第14条（解任）

代議員が、当会の名誉を傷つけ又は代議員としての義務を怠り、もしくは第3条の目的に反する行為をしたときは、総会の決議を経て、その代議員を解任することができる。

第15条（代議員の地位の喪失）

前2条のほか、代議員は、第8条乃至第10条に定める事由により、会員の地位を喪失した時は、その地位を喪失する。

第4章 総会

第16条（構成）

総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

第17条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金、会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

第18条（開催）

総会は、定時総会として、每事業年度末日の翌日から3か月以内に開催するほか、臨時総会は必要に応じて開催する。

2 総会は、理事会で決定した場所において開催する。

第19条（招集）

総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。ただし、総代議員の議決権の10分の1以上の請求があるときは、会長は、代議員会を招集しなければならない。

2 総会の招集通知は、会日より2週間前までに各代議員に対して発する。

第20条（決議の方法）

総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権の4分の1を有する代議員が出席し、出席代議員の議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、次の決議は、総代議員の過半数かつ総代議員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

第21条（議決権）

各代議員は、各1個の議決権を有する。

第22条（議長）

総会の議長は、会長が務める。会長が欠けたとき又は事故のあるときは、副会長のうち、あらかじめ理事会で定めた順位により議長を務める。

第23条（議決権の代理行使等）

総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された議事につき書面又は電磁的方法をもって表決し、又は総会議長若しくは他の代議員を代理人に指名して議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに当会に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する代議員は、前条の規定の適用については出席した代議員の数および議決権の数に参入する。

第24条（議事録）

総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第5章 役員等

第25条（種類及び員数）

当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以上5名以内
- 2 理事のうち、1人を会長、3名以内を副会長とし、理事会の決議により選定する。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

第26条（選任）

理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

第27条（任期）

理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、通算で5期10年以内の再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

- 3 理事又は監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第28条（地位の喪失による退任）

理事又は監事が正会員の地位を失ったときは、退任するものとする。

第29条（役員解任）

理事及び監事は、役員としてふさわしくない行為があった場合、又は心身の故障等特別の事情がある場合においては、その任期中であっても、総会の決議により解任することができる。

第30条（理事の職務権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度ごとに3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第31条（監事の職務権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人（当法人の業務に従事する事務職員など）に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第32条（役員報酬等）

役員は、無報酬とし、その職務を行うために必要とする費用は実費弁償とする。

第33条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第34条（責任の一部免除又は限定）

本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第6章 理事会

第35条（構成）

当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第36条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職
- (4) その他法令または定款に定める職務

第37条（招集）

理事会は、会長が招集し、会日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して招集を通知するものとする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第38条（理事会の議長）

理事会の議長は、会長がその任に当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が、あらかじめ定めた席次に従い議長を務める。

第39条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会への出席につき、WEB 会議方式、テレビ会議方式や電話会議方式により会議に参加したものは、理事会に出席したものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第40条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を書面もしくは電磁的記録により作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録が書面で作成されている場合、署名又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成されている場合、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

第41条（理事会規則）

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 委員会

第42条（委員会）

当法人は、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第8章 事務局及び支部

第43条（事務局及び職員）

当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置くものとし、会長がこれを任免する。ただし、事務局長の任免は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

第44条（支部）

当法人は、理事会の決議を経て、理事会の指定した地域ごとに支部を設けることができる。

- 2 各支部に、会長の委嘱により、支部長1名を置く。

第9章 計算

第45条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第46条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第47条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については定時総会に報告し、第3号及び第4号の書類については、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

第48条（剰余金の不分配）

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 定款の変更及び解散

第49条（定款の変更）

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第50条（解散の事由）

当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議。
- (2) 法人の合併（吸収合併において存続法人となる場合は除く）。
- (3) 社員が欠けたとき。
- (4) 当法人の破産手続開始決定。
- (5) 解散を命ずる裁判。

第51条（清算法人の機関）

当法人が解散した場合（前条第3号による解散及び第4号による解散であって当該破産手続が終了していない場合を除く）には、当法人は清算法人となる。この場合、機関として、社員総会及び清算人のほか、清算人会及び監事を設置する。

第52条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の団体、国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 附則

第53条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

第54条（設立時の役員）

当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

第55条（設立時会長）

当法人の設立時の会長は、次のとおりである。

第56条（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

第55条（会員の移行及び施設管理費の取り扱い）

当法人の設立の登記の日の前日（以下「登記前日」という。）に任意団体である朝陽同窓会の会員であった者は、設立の登記の日（以下「登記日」という。）をもって、第6条の区別に従い、普通会员であった者は当法人の正会員に、特別会員であった者

は、当法人の特別会員となる。

2 登記前日に新宿高校に在籍していた者は、登記日をもって、当法人の在校生会員となる。

3 第7条第4項ただし書きの規定は、財団法人朝陽会が存続する間は適用しない。

第56条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人朝陽会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である弁護士中村悦朗は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 年 月 日 上記設立時社員 名の定款作成代理人
東京都千代田区麴町4丁目3番地 麴町四丁目ビル2階
弁護士 中村悦朗